

第20期「富士ブランド認定品」募集

富士商工会議所では、ガンバル会員企業を応援するため、優れた地域産品を富士ブランド認定品として選定しています。

【第1期～第19期認定品／125社145品目】

認定品に対しては、広報宣伝のほか展示会やイベント出店など、売上拡大に向けた各種支援を実施いたします。

本年度も、第20期となる認定品を募集いたしますので、下記内容をご確認の上、認定品申請をご検討下さい。



1. スケジュール

募集期間 令和5年6月16日（金）～7月20日（木）

審査日程 審査会及び推進会議で決定（8月上旬）→認定式（8月下旬）

2. 認定品要領（抜粋）

■事業目的

富土地域の特産品を掘り起こし、磨き上げ、情報発信することで、富土地域発の産品・製品・サービスのブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

■認定資格

富士商工会議所の会員事業所及び本会が認めた団体（組合、NPO法人等）

■認定対象

- ① 富土地域の素材、名勝、歴史を活かした「産品」「製品」「サービス」
- ② 一般消費者が店舗等で購入できる「産品」等であること。
- ③ 各社「自慢の逸品」を登録すること。【原則、第1期より通算して1社1品】

■認定基準

- ① 富土地域で生産され、富土地域の素材、名勝、歴史が活かされていること
- ② 富土地域を全国にアピールすることができること
- ③ 独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの
- ④ 生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ⑤ 知的財産権等を所有していること、またはこれらに抵触していないこと
- ⑥ その他（販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること等）

■認定方法

8月上旬開催の審査会及び推進会議で認定基準に基づく評価を行い、認定品を決定します。（審査会では申請品に関するプレゼンテーションを行って頂きます）

■認定費用

申請費用はありませんが、認定された場合、1品目5千円（年）の登録料が必要です。

3. ポイント

認定品に登録されたから売れるワケではありません。認定品登録を契機として、展示会やイベントで認定品をアピールすることで、売上アップを目指します。

4. 申請方法

申請書は富士ブランド HP からダウンロードできます。<https://fujibrand.jp/>

5. お問い合わせ

富士商工会議所 富士ブランド事務局 Tel.52-0995

《《《 認定品申請をご検討の方は、事前にご相談ください 》》》